

地方公会計の整備・活用に向けた 短期的な効率化策について

**令和 6 年 9 月 1 0 日
総務省自治財政局財務調査課**

短期的な効率化策のメニューについて

1 全体・連結財務書類	第7回研究会 第9回研究会 第10回研究会(本日)
2 附属明細書	第7回研究会 第9回研究会
3 その他(資産計上基準、Q&Aの充実)	第7回研究会 第9回研究会 第10回研究会(本日)

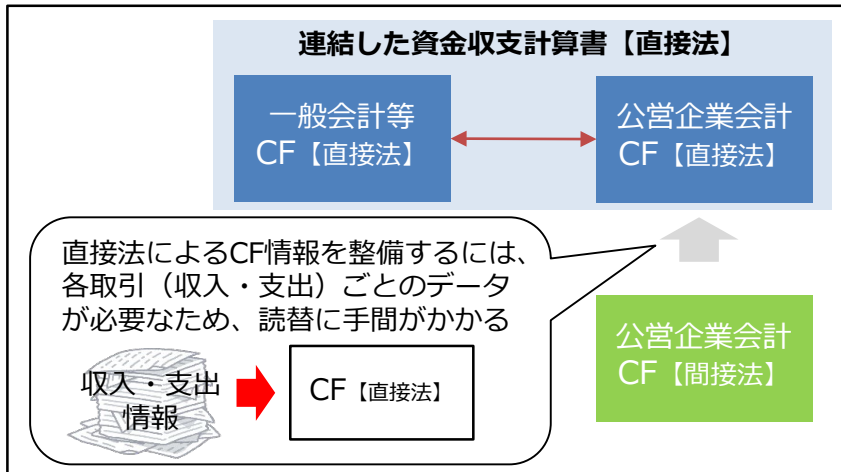
1 全体・連結財務書類について

第9回研究会における議論を踏まえた再整理

- 全体・連結財務書類について、連結対象団体との連結作業に係る負担の指摘があるところ
⇒ 連結作業の効率化のため、
 - ・ **資金収支計算書の連結時において、公営企業会計でも許容されている間接法による作成を許容**
 - ・ **連結時において、その他簡便な方式を許容**

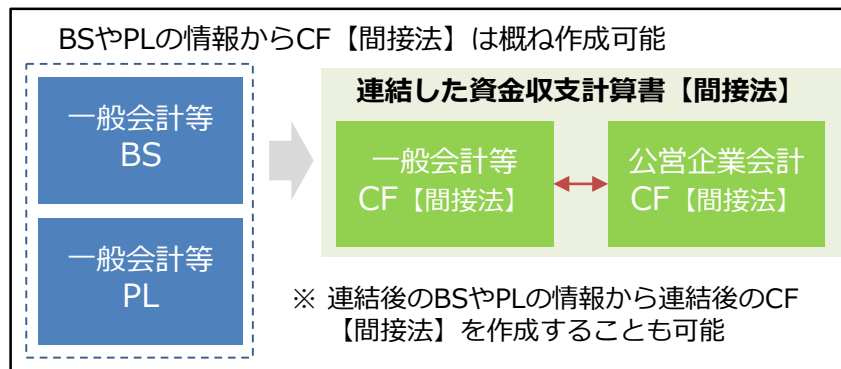
資金収支計算書の連結

【現行の取扱い】



【改善案】

連結した資金収支計算書について「間接法」を許容



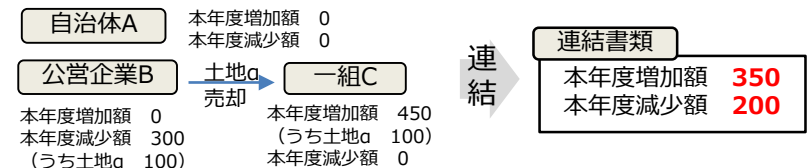
附属明細書の連結等

【現行の取扱い】

- ・ 連結時には、読替・相殺消去等を実施して、財務書類等を作成
- ・ 例えば、附属明細書の一つである「有形固定資産の明細」においては以下のように書類を作成

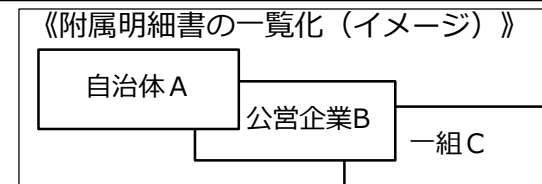
区分	前年度末残高 A	本年度増加額 B	本年度減少額 C	本年度末残高 A+B+C	...
事業用資産					
土地					
...					

自治体Aと連結対象の公営企業Bと一組Cのあいだで土地aの売買があった場合、自治体Aは当該取引内容の詳細を特定し、連結時に土地aの取引分を相殺消去の上、書類を作成



【改善案】

- ・ 一部附属明細書について、読替・相殺消去等での作成をせず、**連結対象団体ごとの附属明細書を一覧化するだけの整備を許容**



- ・ なお、連結財務書類が整備できていない団体においては、マネジメント強化事業などの支援を受けることを前提にしつつ、一時的に単純合算での作成も許容

1 全体・連結財務書類について

- 全体・連結財務書類について、連結対象団体の財務書類の精査等に係る負担の指摘があるところ

⇒ **連結対象団体である一組等における財務書類の整備・精緻化を進めるため、マネジメント強化事業の積極的な推奨対象を一組等まで拡充**

令和6年度「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」

- 人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている
 - しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業会計の適用やストックマネジメント等の取組が遅れている団体もあるところ
- ➡ **地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣**

事業概要

(1) アドバイザーを派遣する支援分野

- 公営企業・第三セクター等の経営改革

- ・ DX・GXの取組
- ・ 経営戦略の改定・経営改善
- ・ 公立病院経営強化プランの改定・経営強化の取組
- ・ 上下水道の広域化等
- ・ 第三セクター等の経営健全化

- 公営企業会計の適用

- **地方公会計の整備・活用**

(R5実績：126団体)

- 公共施設等総合管理計画の見直し・実行

(公共施設マネジメント)

- 地方公共団体のDX

- 地方公共団体のGX

- 首長・管理者向けトップセミナー

「一組等」については元々事業の対象であり、より積極的に推奨

都道府県に派遣

課題対応アドバイス事業	課題達成支援事業	啓発・研修事業
都道府県・市区町村・公営企業が直面する課題に対して、当該課題の克服等、財政運営・経営の改善に向けたアドバイスを必要とする場合に団体の要請に応じて派遣	上記の支援分野の実施に当たり、知識・ノウハウが不足するために達成が困難な都道府県・市区町村・公営企業に、技術的・専門的な支援を行うために派遣	都道府県が市区町村・公営企業の啓発のため支援分野の研修を行う場合に派遣

※アドバイザーの派遣経費（謝金、旅費）は、地方公共団体金融機構が負担

(3) 事業規模

- 約6.5億円(約1,900団体・公営企業への派遣を想定)

2 附属明細書の簡素化・記入要領の作成

- 財務4表以外に整備を求める附属明細書については、（決算統計ですら把握していない）詳細なクロス表があることや、何を記入したら良いかを示す記入要領がないところ

⇒ **一部の表を簡素化するとともに、決算統計情報との関係を明確に示した記入要領を提示**

【現状：地方債（借入先別）の明細】

種類	地方債残高	うち1年内償還予定	政府資金	地方公共団体 金融機構	市中銀行	その他の 金融機関	市場公募債	うち共同発行 債	うち住民公募 債	その他
【通常分】										
一般公共事業										
公営住宅建設										
災害復旧										
教育・福祉施設										
一般単独事業										
その他										
【特別分】										
臨時財政対策債										
減税補てん債										
退職手当債										
その他										
合計										

【改善案】

地方債残高	政府資金	地方公共団体 金融機構	市中銀行	その他の 金融機関	市場公募債	うち共同発行債	うち住民公募債	その他
	財政融資資金 旧郵政公社資金 国の予算貸付・政 府関係機関貸付	地方公共団体金融 機構資金	市中銀行	ゆうちょ銀行 その他の金融機関	市場公募債	共同発行債10年債	住民公募債	左記以外の合計

このクロスについては、
決算統計情報でも把握
していないため省略可

決算統計調査表「地方債の状況その2」の差引現在高に満期一括償還基金分を合算した該当数値を記載

地方債残高	合計		【通常分】	一般公共事業	公営住宅建設	災害復旧	教育・福祉施設	一般単独事業	その他	【特別分】	臨時財政対策 債	減税補てん債	退職手当債	その他
	うち1年内償還 予定													

上記案のような形で決算統計上のメニューとの対応関係を整理

地方債残高：決算統計調査表「地方債の状況その1」の差引現在高に満期一括償還基金分を合算した該当数値を記載

1年内償還予定：決算統計調査表「地方債の状況その3」の翌年度元金合計に満期一括償還基金分を合算した該当数値を記載

3 その他（リース資産の計上基準）について

○ 自治体ごとにリース取引の状況が異なり、財務書類に与える影響も様々であるところ

⇒ **団体ごとに金額基準の設定の引き上げを許容**

なお、リース資産管理を容易にしつつ、企業会計とも整合的にするため、所有権の有無という切り口はやめる

【現行の取扱い】

リース取引の種類		会計処理
所有権移転ファイナンス・リース	下記以外	売買取引に準じて処理（資産と負債に計上）
	重要性※の乏しいもの	賃貸借取引に準じて処理することが可能（費用のみ計上可）
所有権移転外ファイナンス・リース		
オペレーティング・リース		賃貸借取引に準じて処理（費用のみ計上）



【変更後の取扱い】

リース取引の種類		会計処理
ファイナンス・リース	下記以外	売買取引に準じて処理（資産と負債に計上）
	重要性の乏しいもの（※）	賃貸借取引に準じて処理することが可能（費用のみ計上可）
オペレーティング・リース		

（※）「重要性の乏しいもの」は、

① リース期間が1年以内のリース取引

② 少額のリース取引（基準は団体ごとに設定。ただし、一つの参考として現行の金額基準300万円を提示。）

3 その他（金額基準を持つ資産計上基準）について

第9回研究会における議論を踏まえた再整理

- 金額基準を持つ資産計上基準についても、リースにおける整理を用いた効率化を検討

効率化の対象とする資産計上基準

➤ 資産に係る計上基準として金額基準が示されている取扱い

※以下マニュアル（資産評価及び固定資産台帳整備の手引き）より抜粋

＜償却資産に対して修繕等を行った際の支出に係る資産計上の取扱い＞

V 固定資産台帳の記載単位

3 資本的支出と修繕費の区分

40. 有形固定資産のうち、償却資産に対して修繕等を行った場合は、修繕等に係る支出が当該償却資産の資産価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められるかどうかを判断し、認められる部分に対応する金額を資本的支出（有形固定資産の取得時及び取得後の支出のうち、当該資産の取得価額に加えるべき支出）として資産に計上します。なお、上記の判断は、実務上困難な場合もあると考えられることから、「区分基準（修繕費支弁基準）」を内部で策定して事務処理を行うのが適当と考えられます。「区分基準」については、「法人税基本通達」第7章第8節の例示が参考になり、これをまとめると以下のとおりとなりますが、区分が不明な場合は、同通達に、①金額が60万円未満の場合、または②固定資産の取得価額等の概ね10%相当額以下である場合には、修繕費として取り扱うことができるという規定があることから、これに従うことが考えられます。なお、地方公共団体の実情により、「60万円未満」を別途の金額に設定することもできることとしますが、その場合には、その旨を注記します。

＜物品の取得に係る資産計上の取扱い＞

VII 資産の評価基準・評価方法

2 有形固定資産

65. 物品は、地方自治法第239条第1項に規定するもので、原則として取得価額または見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に、その取得価額を資産として計上し、再評価は行わないこととします。ただし、各地方公共団体の規程等において重要な物品等の基準を有している場合で、かつ、総資産に占める物品の割合に重要性がないと判断される場合においては、各地方公共団体の判断に基づき、継続的な処理を前提に当該規程等に準じた資産計上基準を設けることを妨げないこととします。なお、取得原価が不明な資産については、原則として再調達原価とします。

上記2つの資産計上に係る金額基準については、リース資産の計上基準の整理を踏まえ、

- 
- ① 原則自治体の判断
 - ② 一つの参考として現行の金額基準を提示

3 その他（Q&Aの改善）について

（Q&Aの改善案）

① 土地の取得に伴う補償費について

問番号	質問	回答	関連箇所
追加	有形固定資産の取得価額に含めるべき補償費にはどのようなものが該当するのでしょうか。	例えば、用地の取得価額に含めるべき補償費としては、用地取得費に含まれている用地を取得するために要した移転補償費が該当し、営業補償費は取得価額に含めません。	「台帳手引き」 39段落

② 公営企業に対する出資金の計上方法について

問番号	質問	回答	関連箇所
追加	公営企業に対する出資金について、どのように計上するのでしょうか。	公営企業に対する出資金については、当初の出資金額をもって貸借対照表価格とするとされていますが、未計上の状態にあるなど、出資した公営企業側と不整合な状態である場合に限り、簡便的な方法として、公営企業側で計上される資本金額（組入資本金を除く）に合わせた金額を計上することとしても差し支えありません。	「台帳手引き」 97段落 「財務書類作成要領」別表6－4

③ 出捐金の強制評価減について

問番号	質問	回答	関連箇所
追加	出捐金のうち、解散時に出捐の額を限度として各出捐者に残余財産分配請求権が認められている場合については強制評価減の対象となるが、出捐時点で払い戻しの権利を有しない財産等の提供（寄附金に近い性格のもの）については、各年度において強制評価減を考慮しなくてさしつかえないか。	お見込みのとおり。	「台帳手引き」 97段落